

自動車保険の改定のご案内

平素は三井住友海上の自動車保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。
さて、当社では2023年1月1日以降始期のご契約から自動車保険を改定いたしました。お客さまに一層の安心をお届けするために商品の改定を行うとともに、社会環境の変化や直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準等の見直しを行っております。本ご案内をご確認いただき、引続き三井住友海上をご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

GK : GK クルマの保険 **一般用** : 自動車保険・一般用 **ドライバー** : GK クルマの保険・ドライバー保険 **はじめて** : はじめての自動車保険 **1DAY** : 1DAY保険

1 商品の改定

1 「ロードサービス費用特約」・「レンタカー費用特約」等の改定 GK 一般用 はじめて 1DAY

●ロードサービスを充実させるとともに、特約ラインアップの見直しによりわかりやすさを向上させるため、以下の改定を行います。

	改定前		改定後	
	ロードサービス費用特約 + おクルマQQ隊	レンタカー費用特約	ロードサービス費用特約 + おクルマQQ隊	レンタカー費用特約
応急修理	○	×	○	×
臨時宿泊費用 臨時帰宅・移動費用	○ ロードサービス費用特約で補償	×	○ おクルマQQ隊サービスの拡充 ○ おクルマQQ隊サービスに変更	×
運搬費用等	○	×	○	×
レンタカー費用	走行不能	○	×	○
	走行可能	×	○	○

※「レンタカー費用特約」は、「はじめての自動車保険」、「1DAY保険」のご契約にセットできません。
「ロードサービス費用特約」は、「1DAY保険」のご契約にセットできません(おクルマQQ隊(1DAY保険用)はご利用いただけます。)

改定① お車のトラブル発生時に万全なサービスを提供するために、おクルマQQ隊をバージョンアップします。

●バッテリー上がり時に業者がかけつけてジャンピングを行うサービスの利用回数の制限を廃止します^(注1)。

	改定前	改定後
サービス利用可能回数	保険期間中1回	無制限



(注1) おクルマQQ隊(1DAY保険用)は改定前から「無制限」でサービス提供しています。

●ガソリン補給サービスについて、ガス欠発生場所の制限を廃止します^{(注2)(注3)(注4)}。
これにより、従来対象外であった自宅駐車場や私道等で発生したガス欠についても本サービスの対象となります。

(注2) 発生場所が自宅等、ご契約のお車が日常保管されている場所の場合、ガソリン代はお客さまのご負担となります。

(注3) 保険期間中1回(保険期間が1年を超える長期契約の場合は、1保険年度につき1回)のご利用に限りま。

(注4) 日本国内で発生したものに限りま。



●お車のレッカー移動後、宿泊された場合やタクシー等で移動された場合の費用(臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用)をおクルマQQ隊のサービスとしてご提供するように改定します。おクルマQQ隊へレッカー手配のご依頼をいただくことで、これらの費用のご請求が可能となります。

ご注意 おクルマQQ隊をご利用いただくためには事前に専用ダイヤルまたは「LINEで受付サービス」等への連絡が必要です。事前連絡をいただけなかった場合、サービスのご提供ができませんのでご注意ください。

改定② レンタカー費用補償をシンプルにすることで、より選びやすい商品構成に見直します。

●レンタカー費用補償を「レンタカー費用特約」に一本化することで、契約パターンを「3パターン」から「2パターン」に変更し、よりわかりやすい商品構成とします。

	改定前【3つの契約パターンから選択】			改定後【2つの契約パターンから選択】	
	ロードサービス費用特約 + 移動費用対象外特約	ロードサービス 費用特約	ロードサービス費用特約 + レンタカー費用特約	ロードサービス 費用特約	ロードサービス費用特約 + レンタカー費用特約
レンタカー費用	走行不能	×	○	×	○
	走行可能	×	×	×	○

※故障または走行障害の場合は、改定後もご契約のお車が走行不能となったときに限りレンタカー費用の補償対象となります。

●「ロードサービス費用特約」で補償する臨時宿泊費用、臨時帰宅・移動費用およびレンタカー費用を補償対象外とする「移動費用対象外特約」を廃止します。

●レンタカー利用料金が上昇していることを踏まえて、選択できるレンタカー費用保険金額の下限を日額「3,000円」から「5,000円」に変更します^(注)。

(注) 「レンタカー費用特約(特殊車両等用)」も同様に改定します。

2 「車両全損時復旧費用特約」の新設 **NEW!** GK 一般用 はじめて

「新車特約」をセットできないお車を対象に、充実した補償をご提供するため、「車両全損時復旧費用特約」を新設します^(注1)。

補償の概要

●ご契約のお車が全損^(注2)となった場合に、以下のとおりに補償します。

お車を買替えた場合	買い替えたお車の取得価額(車両本体価格+付属品の価格+消費税)と復旧費用限度額のうち、いずれか低い額 ^(注3)
お車を修理した場合	修理費(復旧費用限度額が限度となります)

●復旧費用限度額は、車両保険金額に応じて次の金額となります。

	車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額が100万円以上の場合
復旧費用限度額	車両保険金額の2倍に相当する額	車両保険金額に100万円を加えた額

(注1) ご契約の条件によっては、「新車特約」、「車両全損時復旧費用特約」のいずれもセットできない場合があります。

(注2) 全損とは、次の1)2)のいずれかに該当する場合をいいます。1) お車を修理できない場合 2) 修理費が車両保険金額以上となる場合

(注3) 車両保険金額を下回らない額とします。

補償例

長年乗り続けたお車が
大きな損傷を受けて修理費が
高額となった場合(お車を修理した場合)



車両保険金額:105万円
修理費 :205万円

※右記とは別に「全損時諸費用特約」「全損時諸費用倍額払特約」より、全損時諸費用保険金が支払われます。

「車両全損時復旧費用特約」なしの場合

支払保険金
105万円



新車特約がセットできなくなったら、補償限度額が下がった…。大事に乗ってきた車なのに、これでは補償が心配。

車両保険金額(105万円)が限度

「車両全損時復旧費用特約」ありの場合

支払保険金
205万円



車両保険金額を上回って、復旧費用限度額まで補償されるから、これなら安心だね！

復旧費用限度額(205万円)が限度

ご注意 以下に該当するお客さまは、ご継続にあたりご契約の変更内容にご注意ください。

満期を迎えるご契約の補償内容に近づけるため、「継続契約のおすすめプラン」では、ご契約の内容等に応じて以下のとおりにおすすめする場合があります。なお、ご契約の内容に応じて、継続後のご契約の保険料が継続前の保険料より高くなる場合がありますのでご留意ください。

＜満期を迎えるご契約に「新車特約」をセットされているお客さま＞

ご継続時に「新車特約」のセット条件を満たさないご契約につきましては、「車両全損時復旧費用特約」を新たにセットしておすすめします。※同特約がおすすめされる場合、プラン3は「前年に準じたプラン」ではありません。また、自動継続されるプランについては、同特約をセットせずご案内します。

＜満期を迎えるご契約に「ロードサービス費用特約」をセットされており、かつ「レンタカー費用特約」、「移動費用対象外特約」をセットされていないお客さま＞

「ロードサービス費用特約」に加えて、「レンタカー費用特約」を新たにセットしておすすめします。

3 その他の改定

改定項目	概要	保険種類			
「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」の改定	「入院・後遺障害時における人身傷害諸費用特約」で補償しているリハビリテーション訓練等保険金を一括で受け取れるように変更することで、わかりやすさの向上を図るとともに、早期に保険金をお受け取りいただけるように改定します。	GK 一般用			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払対象期間中の訓練期間1か月あたり5万円</td> <td>120万円(一括で受け取り)</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	支払対象期間中の訓練期間1か月あたり5万円	120万円(一括で受け取り)
改定前	改定後				
支払対象期間中の訓練期間1か月あたり5万円	120万円(一括で受け取り)				
対物免責金額(自己負担額)設定の改定	保険金をお受け取りいただく際にお客さまの自己負担が発生し、円滑に事故対応を進められないケースが発生していることを踏まえ、ノンフリート契約かつ記名被保険者が個人のご契約の場合は、対物免責金額を0円とします。※販売車・受託車のご契約、管理請負等自動車保険特約をセットしたご契約を除きます。	GK 一般用 ドライバー			
人身傷害保険の改定	ご契約のお車に搭乗中の自動車事故について、ご契約のお車以外の自動車の運行に起因する事故であっても補償対象となるように改定します。これにより、たとえば駐車中でご契約のお車の車内にいる時に相手自動車が接触してきた事故等についても、お支払いの対象となります。	GK 一般用 はじめて			

2 保険料の改定

1 保険料水準の見直し

GK 一般用 ドライバー はじめて

直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料の見直しを行います。ご契約条件によって保険料が引下げまたは引上げとなります。

2 ノンフリート等級別の割増引率の見直し

GK 一般用 ドライバー はじめて

以下のとおりノンフリート等級別に適用される割増引率が変更となります。なお、ドライバー等級別係数も同様に変更となります。

改定前	割引																	割増		
	等級	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7(F)	6(F)	5	4	3	2
無事故の場合	-63%	-55%	-54%	-53%	-52%	-51%	-50%	-49%	-48%	-47%	-45%	-43%	-40%	-30%	-19%	-13%	-2%	+12%	+28%	+64%
事故有の場合	-44%	-42%	-40%	-38%	-36%	-33%	-31%	-29%	-27%	-25%	-23%	-22%	-21%	-20%						

改定後	割引																	割増		
	等級	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7(F)	6(F)	5	4	3	2
無事故の場合	-63%	-57%	-56%	-55%	-54%	-53%	-52%	-51%	-50%	-48%	-46%	-44%	-38%	-27%	-13%	-2%	+7%	+38%	+63%	+108%
事故有の場合	-51%	-50%	-46%	-44%	-32%	-28%	-25%	-24%	-22%	-20%	-19%	-18%	-15%	-14%						

※6(S)・7(S)等級(新規契約)についても、割増引率が変更となります。

- 本ご案内は、2023年1月改定の概要をご説明したものです。なお、満期を迎えるご契約の始期日が2021年12月31日以前の場合(保険期間が1年を超える長期契約のお客さま)、本改定前に実施済みの自動車保険の改定等による変更点があります。ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 2023年1月1日以降のご契約の詳細は、パンフレット、「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。
- 「GK クルマの保険」は家庭用自動車総合保険、「自動車保険・一般用」は一般自動車総合保険、「GK クルマの保険・ドライバー保険」は自動車運転者損害賠償責任保険、「はじめての自動車保険」は個人用自動車保険、「1DAY保険」は24時間単位型自動車運転者保険の略称です。

三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

<当社使用>

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
 (チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) こちらから
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/> アクセスできます▶
 (お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

